

平成30年4月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第267号、同第5590号 朝鮮高校生就学支援金不支給違憲損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成29年12月20日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1. 原告らの請求をいずれも棄却する。
2. 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1. 被告は、原告1ないし原告5各自に対し、55万円及びこれに対する平成25年3月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 被告は、原告6ないし原告10各自に対し、55万円及びこれに対する平成26年1月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、学校法人愛知朝鮮学園（以下「愛知朝鮮学園」という。）が、同学園の設置する愛知朝鮮中高級学校の高級部（以下「愛知朝鮮高校」という。）について、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成25年法律第90号による改正前のもの。以下「支給法」という。）2条1項5号、同法律施行規則（平成25年文部科学省令第3号による改正前のもの。以下「本件省令」という。）1条1項2号ハによる指定を求める旨の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、文部科学大臣から本件省令1条1項2号ハによる指定をしない旨の処分（以下「本件不指定処分」という。）を受けたことに関して、当時、愛知朝鮮高校に在籍していた生徒である原告らが、本件不指定処分を含む被告の一連の行為は政治外交上の理由により朝鮮高校（各朝

鮮中高級学校の高級部をいう。以下同じ。) の生徒を支給法の適用から排除しようとした違法行為であって、これにより就学援助が受けられなかっただけでなく、人格権を侵害されるという深刻な被害を受けた等と主張し、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、各自55万円(慰謝料50万円及び弁護士費用5万円)並びにこれに対する違法行為の後の日である訴状送達の日の翌日(原告1ないし5については平成25年3月20日であり、原告6ないし10については平成26年1月7日である。)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 関係法令の定め等

本件の関係法令及び関係する規程の定めは、別紙「関係法令の定め等」に記載のとおりであるが、支給法に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給制度の概要等は、次のとおりである。

(1) 支給法の目的・制定理由

支給法は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととともに、公立高等学校以外の高等学校等(以下「私立高等学校等」という。)の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって、教育の機会均等に寄与することを目的とするものである(支給法1条)。

高等学校等の後期中等教育段階の学校における教育に係る費用負担については、義務教育と異なり、憲法上無償であることが要求されるものではなく、また、私立学校を含め一律に無償とすることは実際上困難であること等から、受益者である生徒等に授業料等の負担を求めることが原則としつつ、奨学金事業の実施等、主として低所得者層を対象とした支援が行われてきたところであるが、①高等学校等における教育を受けるために保護者には決して軽くはない経済的負担が生じており、進学の意欲のある者が経済的理由で就学が困難になることがないよう、一層の教育費負担軽減を図り、教育の機会均等を確保する

ことが喫緊の課題となっていたこと、②高等学校等の進学率は約98%に達し、その教育の効果は広く社会に還元されるものとなっていることに鑑みれば、その費用について社会全体で負担していくことが適当であると考えられること、③経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）13条2項(b)でも、中等教育における無償化の漸進的導入が規定されているところ、この条項を留保しているのは締約国のうち日本とマダガスカルのみとなっている状況であり、これを撤回するための施策を展開していくことも求められていたこと等から、支給法が制定されたものである。（乙1）

（2）支給する就学支援金について

私立高等学校等に在学する生徒に対する就学支援金は、都道府県知事等が、国から交付される金銭を原資として、受給権者に対して、原則として月額9900円（年額11万8800円）を限度として支給すべきものとされている（支給法6条1項、7条1項、15条、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成26年政令第124号による改正前のもの。以下「支給法施行令」という。）3条1号）。

なお、上記就学支援金の支給額に関しては、いわゆる低所得世帯の生徒の一部について、政令で定める金額が加算され（支給法6条2項）、平成25年法律第90号による改正後は、いわゆる高所得世帯の生徒等に対しては、就学支援金が支給されないこととされた（同法による改正後の支給法3条2項3号）。

（3）就学支援金制度の仕組み

ア 受給権者及びその認定手続

就学支援金は学校に対する助成金ではなく、その受給資格を有する者は、私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者である。受給資格を有する者が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する私立高等学校等の設置者を通じて、当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事に対し、当該私立高等学校等における就学について就学支援金

の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない（支給法4条1項、5条）。

支給法が、就学支援を学校設置者に対する機関助成とせず、生徒個人に対する助成としたのは、学校設置会社等学校法人以外のものが設置する高等学校や専修学校・各種学校に通う生徒を含め、その在学する学校の設置者の種類や意向にかかわらず、より幅広く後期中等教育段階において学ぶ生徒に対して確実な支援を行うことを可能とするためである。（乙1）

イ 就学支援金の支給手続

支給対象高等学校等（在学する生徒等が就学支援金の支給を受ける資格を有することの認定を受けた学校を指す。以下同じ。）の設置者は、受給権者である生徒等に代わって就学支援金を受領することとされ、支給対象高等学校等の設置者において、これを当該受給権者である生徒等の授業料に係る債権の弁済に充てる（支給法8条）。

このような代理受領の方法が定められたのは、①個人に支給した就学支援金が授業料以外に流用されることを防止する必要があること、②地方公共団体等を通じて個人に直接支給する仕組みとする場合には事務的な負担が大きくなるため、極力これを抑制する合理的な仕組みとする必要があることによるものである。（乙1）

ウ 支給法2条1項により就学支援金の支給対象となる高等学校等（以下「支給対象校」という。）について

（ア）前提

学校教育法1条（平成27年法律第46号による改正前のもの）は、「この法律で、『学校』とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」と規定している。これはいわゆる「1条校」と言われるものであり、例えば、1条校である高等学校は、①学校の設置に当たり、文部科学大臣の定める設備、編制その

他に関する設置基準に従うこと（同法3条）, ②高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、文部科学大臣が定めること（同法52条）, ③文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないこと（同法62条, 34条）, ④教育職員免許法に基づく免許状を有する教員を配置しなければならないこと（同法2条1項, 3条1項, 4条ないし6条）などの規律を受けるが、反面、高等学校を卒業した者は、他の特段の要件なく、大学入学資格が認められる（学校教育法90条1項）。

もっとも、教育施設の中には、上記のような範疇に入らないものや上記のような規律を受けることを望まないものもあることから、学校教育法は、1条校以外の教育施設として、①124条で専修学校（1条校以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもの）を、②134条で各種学校（1条校以外で、学校教育に類する教育を行うもの。我が国に居住する外国人を専ら対象とするいわゆる外国人学校のほか、予備校、自動車教習所などの様々な教育施設も含まれる。）を定めている。外国人学校は、専修学校の定義から除外されているので、1条校としての認可を受けない限りは、各種学校として認可の対象となる。

(イ) 支給法の対象となる学校及び教育施設

支給法は、1条校に当たる学校（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校）については無条件に支給対象校としているが（2条1項1ないし4号）、専修学校及び各種学校については、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、就学支援金制度の対象となる私立高等学校等に含まれるものとしている（2条1項5号）。このように文部科学省令で定めるものに限定されたのは、専修学校及び各種学校における教育内容が多種多様であると

考えられたためである。

これを受けて、本件省令1条1項2号は、支給法2条1項5号に掲げる各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものを、「各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの」とし、①高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの（同号イ。以下「本件省令イ」という。）、②同号イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの（同号ロ。以下「本件省令ロ」という。）並びに③同号イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの（同号ハ。以下「本件省令ハ」という。）を定めた。

そして、文部科学大臣は、本件省令ハの規定による指定の基準及び手続等を定めるものとして、平成22年11月5日、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程（以下「本件規程」という。）を決定した。

（以上につき、甲全9、乙1）

2 前提事実（争いのない事実のほかは、後掲各証拠（枝番があるので、全てを摘示すべき場合には、その記載を省略する。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により明らかに認められる。）

（1）当事者

ア 原告ら

原告らは、いずれも日本で生まれ、日本の特別永住資格を有する在日朝鮮

人3世又は4世であり、いずれも愛知朝鮮高校に在籍していた者である。

- (ア) 原告1、2は、いずれも、平成22年度に愛知朝鮮高校3年次に在籍し、平成23年3月に同校を卒業した者である。(甲A2、甲B2)
- (イ) 原告3、6は、いずれも平成22年度に愛知朝鮮高校2年次に在籍し、平成24年3月に同校を卒業した者である。(甲C3、甲F3)
- (ウ) 原告4、5は、いずれも平成22年度に愛知朝鮮高校1年次に在籍し、平成25年3月に同校を卒業した者である。(甲D3、甲E3)
- (エ) 原告7ないし9は、いずれも平成23年度に愛知朝鮮高校の1年次に在籍し、平成26年3月に同校を卒業した者である。(甲G2、甲H2、甲I2)
- (オ) 原告10は、平成24年度に愛知朝鮮高校の1年次に在籍し、平成27年3月に同校を卒業した者である。(甲J2)

イ 愛知朝鮮高校等

(ア) 愛知朝鮮中高級学校は、昭和22年12月19日、愛知県知事から設置認可を受けた各種学校であり、愛知県豊明市に所在している。同校は、「学校教育法に基づき本校に入学する在日朝鮮人子女に対し、中等の普通教育を実施し、朝鮮人として必要な教養を涵養し、併せて朝日両国民の親善に寄与しうる人材を育成すること」を目的としており、中級部と高級部が存在している。愛知朝鮮中高級学校では、朝鮮にルーツがあれば、生徒の国籍及び外国人登録の記載は問わないこととしており、平成22年11月当時の在籍生徒の国籍ないし外国人登録の記載は、韓国籍の生徒81名、朝鮮籍の生徒73名、日本国籍の生徒3名、その他の国籍の生徒1名（合計158名）であった。(甲全4の1、4の2、弁論の全趣旨)

(イ) 愛知朝鮮学園は、愛知朝鮮中高級学校を運営する準学校法人（私立学校法64条4項に定める法人をいう。以下同じ。）であり、昭和42年3月1日、愛知県知事から認可を受けて設立された。(甲全4の1)

(2) 支給法及び本件規程の制定経緯等

ア 支給法は、内閣提出法案として、衆議院及び参議院における審議を経て、平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行された。

また、本件省令は、同日に公布・施行されたところ、本件省令は、支給法2条1項5号で文部科学省令に委任された「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当する各種学校の範囲について、前記1(3)ウ(イ)のとおり定めた。本件省令イ及びロに基づく支給対象校は、同月30日に31校が指定された。(乙36、公知の事実)

イ(ア) 文部科学大臣は、本件省令ハに該当する各種学校の指定基準等を決定するため、平成22年5月26日、文部科学大臣の諮問機関として、専門家らを委員とする「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置した。検討会議は、5回の会議を開催し、同年8月30日、その検討結果を文部科学大臣に報告した。(甲全7)

(イ) 文部科学大臣は、平成22年11月5日、検討会議の報告(以下「検討会議報告」という。)を踏まえて本件規程を定め、同月15日付け官報において、これを公表した。(甲全9、公知の事実)

(3) 愛知朝鮮高校に係る審査等

ア 愛知朝鮮学園は、平成22年11月17日付で、文部科学大臣に対し、本件規程14条に基づき、指定を受けようとする年度を平成22年度として、愛知朝鮮高校について本件省令ハによる指定を求める申請を行い、同申請書は同月25日に受理された。また、愛知朝鮮学園は、平成23年9月28日付で、指定を受けようとする年度を平成22年度と平成23年度として指定を求める申請を行い、更に平成24年9月15日付で、指定を受けようとする年度を平成22年度ないし平成24年度として指定を求める申請を行った。(甲全4、5、乙6、21)

イ 朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」という。)は、平成22年11

月 2 3 日、大韓民国が統治する延坪島に対して砲撃を行った（以下「延坪島事件」という。）。これを受け、同月 2 4 日、高木義明文部科学大臣（以下「高木文部科学大臣」という。）は、菅直人内閣総理大臣（以下「菅内閣総理大臣」という。）の指示に基づき、愛知朝鮮高校を含む全ての朝鮮高校について、本件省令ハによる指定に係る審査手続を停止した。上記審査手続の停止は、平成 2 3 年 8 月 2 9 日まで継続した。（甲全 1 6, 3 1, 5 0）

ウ 本件規程 1 5 条は、本件省令ハによる指定を行おうとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聞くものとしているところ、文部科学大臣は、平成 2 3 年 7 月 1 日、「高等学校等就学支援金の支給に関する審査会」（以下「審査会」という。）を設置した。

審査会は、同日開催の第 1 回審査会から同年 1 1 月 2 日開催の第 3 回審査会まで、ホライゾンジャパンインターナショナルスクール（以下「ホライゾンジャパン」という。）及びコリア国際学園の審査を行い、両校が審査基準を満たしているとの報告を文部科学大臣に行った。文部科学大臣は、これを踏まえ、同年 8 月 3 0 日にホライゾンジャパンについて、同年 1 2 月 2 日にコリア国際学園について、本件省令ハによる支給対象校に指定した。

また、審査会は、同年 8 月 2 9 日の審査手続再開後、同年 1 1 月 2 日開催の第 4 回審査会から平成 2 4 年 9 月 1 0 日開催の第 7 回審査会まで、愛知朝鮮高校を含む朝鮮高校の指定の可否に関する審査を行ったが、審査会として審査結果を取りまとめるに至らないまま、後記の政権交代を迎えた。

（以上につき、甲全 6 の 2, 3 3 ないし 3 6, 3 8 ないし 4 7, 1 4 0 ないし 1 4 3, 乙 2 6, 3 7 ないし 3 9, 1 8 4, 1 8 5）

（4）政権交代、本件省令の改正と本件不指定処分

ア 平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日に衆議院総選挙が実施され、その結果、自由民主党（以下「自民党」という。）が衆議院における第一党となり、それまで与

党であった民主党（当時）を中心とした政権から、自民党を中心とする政権へ、いわゆる政権交代が起こった。そして、同月26日、自民党総裁である安倍晋三が内閣総理大臣に就任し、第2次安倍内閣（以下、単に「安倍内閣」という。）が発足した。

安倍内閣において文部科学大臣に就任した衆議院議員下村博文（以下、文部科学大臣としての同人を指す場合には「下村文部科学大臣」といい、野党時代の同人を指す場合には「下村議員」という。）は、同月28日の大臣記者会見において、「朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続を進めたい」旨を閣僚懇談会で提案して総理の了解を得たことを明らかにし、併せて、本件省令ハを削除する方針を明らかにした。

文部科学省は、同日、本件省令ハの削除を内容とした「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令」案を意見公募手続に付した。

（以上につき、甲全55、56、136、乙77、90）

イ 下村文部科学大臣は、平成25年2月20日、本件省令ハの削除を内容とする本件省令改正を公布し、愛知朝鮮高校に対して本件不指定処分を行うとともに、他の朝鮮高校についても、本件省令ハによる指定をしない旨の処分を行った。

愛知朝鮮学園に対する不指定通知書には、処分理由として、「平成22年11月17日付けで申請のあった公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号ハに基づく愛知朝鮮中高級学校の指定については、同号ハの規定を削除したこと並びにこれまで公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1

条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程（平成22年11月5日文部科学大臣決定）に基づき、貴校の同規程に定める指定の基準への適合性を審査してきたところ、平成24年度の教員数（15人）が同規程第6条に定める必要な教員数（16人）に満たないこと及び同規程第13条に適合すると認めるに至らなかつたことから、認められません。」と記載されていた。

（以上につき、乙4、5）

（5）本件訴えの提起等

原告1ないし5は、平成25年1月24日、申請から2年が経過しても、愛知朝鮮高校を支給対象校に指定する処分をしないことは違法であると主張し、本件訴え（当庁平成25年ワ第267号事件）を提起した（その後、本件不指定処分及び本件省令ハの削除を違法事由として追加した。）。

また、原告6ないし10は、同年12月19日、本件不指定処分、本件省令ハの削除及び本件申請に係る審査に約2年3か月を要したこと（以下「本件審査の長期化」という。）が違法であると主張し、本件訴え（当庁平成25年ワ第5590号事件）を提起した。

（以上につき、当裁判所に顯著）

3 爭点

（1）本件不指定処分の違法性

ア 本件不指定処分が支給法に違反するか

（ア）文部科学大臣が愛知朝鮮高校について本件規程13条に適合すると認めるに至らないとして本件不指定処分をしたことは支給法に違反するか

a 本件規程13条に適合することは本件省令ハによる指定の要件か

b 本件規程13条にいう「法令」に教育基本法は含まれるか

c 本件規程13条の要件適合性の立証責任等

d 愛知朝鮮高校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした文部科学大臣の認定判断は、同条適合性に係る認定判断を誤ったもの

として違法か

- (イ) 本件不指定処分は、政治外交上の理由に基づいて行われたもの（他事考慮）として違法か
- (ウ) 本件不指定処分は、本件規程15条に違反するものとして、あるいは、審査会の審査過程を考慮することなく行ったものとして違法か
- (エ) 本件不指定処分は、本件規程6条の要件に適合しないとの誤った判断を理由として行われたものとして、あるいは同条の要件に関する事実確認・補正義務を怠って行われたものとして違法か
- イ 本件不指定処分は行政手続法8条に違反するものとして違法か

(2) 本件省令ハ削除の違法性

- ア 本件省令ハの削除は、支給法の委任の範囲を逸脱するものとして違法か
- イ 本件省令ハの削除は、政治外交上の理由に基づいて行われたもの（他事考慮）として違法か
- ウ 本件省令ハを削除して本件不指定処分をしたことは、行政手続法5条に違反し違法か

(3) 本件審査の長期化は、政治外交上の理由に基づいて行われたもの（他事考慮）として、あるいは、行政手続法6条、7条に違反するものとして違法か

- (4) 本件不指定処分、本件省令ハの削除及び本件審査の長期化（以下「本件一連の行為」という。）は、憲法又は国際条約に違反するものとして違憲違法か
- ア 本件一連の行為は、原告らの人格権（民族的アイデンティティの確立）を侵害するものとして憲法13条に違反し、違憲か
- イ 本件一連の行為は、憲法14条1項に違反するものとして違憲か
- ウ 本件一連の行為は、原告らの教育を受ける権利（学習権）ないし民族教育を受ける権利を侵害し、あるいは差別的に取り扱うものとして、憲法26条、国際条約、憲法98条2項に違反し、違憲違法か

(5) 本件一連の行為が、法令違反、国際条約違反又は憲法違反に当たると判断さ

れる場合、これらの行為が原告らとの関係で国家賠償法上違法となるか

(6) 原告らの損害

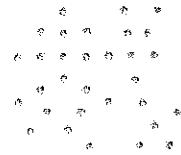
(7) 相互保証の有無

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)ア(ア)a (本件規程13条に適合することは本件省令ハによる指定の要件か)について
(原告らの主張)

ア 被告は、本件不指定処分の理由として、愛知朝鮮高校が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたことを挙げるが、本件規程13条は支給対象校を指定する際の実質的要件ではなく、「高等学校の課程に類する課程を置く」と認められる学校を支給対象校として指定した後に、就学支援金が確実に生徒のために使われるよう求める一種の訓示規定にすぎない。

イ すなわち、本件省令1条1項2号は支給対象校となる各種学校たる外国人学校の要件について定めているところ、本件省令イ及びロに該当する学校については、客観的に認定し得る外国人学校の教育課程や教育水準が日本の高等学校のそれに大筋において匹敵することが要件とされており、教育課程の大綱的部分（施設設備・学校組織規模・学校教育組織編制）が問われるにすぎず、その細目的な部分や具体的な教育活動は問題とされていない。そうすると、本件省令ハは、本件省令イ及びロと並んで、支給法2条1項5号が定める学校の範囲を規定するものであるから、本件省令ハが再委任する本件規程も、教育課程の大綱的部分を問うものでなければならず、本件規程13条を指定要件とすることは、本件省令イ及びロと異なる要件を加重するものであつて不当であつて、私立高等学校について、不適切な学校運営が行われていても、就学支援金の支給が停止されないこととも整合性がとれない。支給法の国会審議や検討会議報告においても、「高等学校の課程に類する課程」かどうかは、あくまで客観的基準で判断されるべきとされており、子どもの



教育にかかわりのない学校の運営面等に関する要件を課すことは不合理である。

ウ また、本件規程13条の文言をみても、「確実な」「適正に」などの不確定概念が用いられており、末尾の文言も指定時における客観的な状況を問うものではないから、その文言からしても、指定の要件として定められたものではないといえる。さらに、本件規程は、就学支援金が授業料債権に充当されない場合において指定取消しを定めるほか（17条）、債権充当に関する報告書の提出を求めており（16条）、さらには支給法11条には不正利得の徴収の手続が設けられており、本件規程13条に違反するような状況に対しては、事後的措置により対処することが予定されているといえる。加えて、本件規程13条への留意が必要であれば、ホライゾンジャパンやコリア国際学園について行われたように、留意事項を付して指定処分をすることも可能である。よって、本件規程13条に適合することは指定要件ではない。

（被告の主張）

ア ①本件規程13条が、「指定の基準」を定める第2章に設けられていること、②支給法が就学支援金を生徒個人に対する助成としている趣旨は、在学する学校の設置者の種類や意向にかかわらず、後期中等教育段階において学ぶ生徒等により幅広く確実な支援を可能にすることにあるところ、就学支援金が授業料以外に流用されるおそれを否定できない場合には生徒等個人に対する確実な支援にはならないから、支給法が、学校運営を適正に行うことのできない学校を支給対象校とすることを許容しているとは考えられないこと、③法令に基づく適正な学校運営がされないおそれや懸念がある場合に、国民全体に経済的負担を課してまで就学支援金を支給するのは、支給法の趣旨に反することからすると、本件規程13条は、支給対象校に指定するための要件である。そして、現に、本件省令ハによる指定がされたホライゾンジャパン及びコリア国際学園についても、本件規程13条適合性の審査は

行われていたし、朝鮮高校についても、審査の初期から本件規程13条適合性は問題とされていた。

イ これに対し、原告らは、本件規程13条が指定要件であるとすると、本件省令ハに該当する学校について、本件省令イ及びロに該当する学校より要件を加重することになると主張するが、本件省令イ及びロに該当する学校は、日本の高等学校の課程に相当する課程であることを、大使館や国際的な評価機関を通じて制度的・客観的に確認できることから支給対象校としたものであり、このような制度的・客観的担保のない本件省令ハに該当する学校とは、規定趣旨や指定要件を異にする。したがって、指定要件が異なるのは当然のことである。

ウ また、原告らは、就学支援金流用の疑惑が認められた場合は、本件規程及び支給法が定める事後的措置で対処することが予定されている旨主張するが、これらの事後的措置は、いずれも「第2章 指定の基準」ではなく「第3章 指定の手続等」に規定されていることからもうかがわれるよう、指定要件を満たして指定された学校に対する措置であって、当初から法令に基づく適正な学校運営がされているとの確証が得られない学校を支給対象校に指定することを前提とした規定ではない。本件規程18条に定める留意事項も、同様であり、指定要件とは別個の措置であるから、指定要件を満たさない外国人学校について留意事項を付した上で指定処分をすることはあり得ない。

エ さらに、原告らは、支給対象校の指定要件は「教育課程の大綱的部分についてのものにとどめるべき」と主張するが、支給法は、高等学校の「課程」に類する課程を置くか否かの判断基準等を文部科学省令に委任したものであって、判断資料を「教育課程」に限定したものとは解し得ない。学校教育関係法令上「教育課程」と「課程」は別個の概念であり（学校教育法66条、128条4号参照）、「課程」とは「教育そのもの」を指す用語であるから、

支給法2条1項5号にいう「高等学校の課程」には教育内容、学校の組織及び運営体制が含まれる。

(2) 争点(1)ア(ア)b (本件規程13条にいう「法令」に教育基本法は含まれるか)
について

(原告らの主張)

ア 仮に本件規程13条が指定の実質的要件であるとしても、本件規程13条にいう「法令に基づく学校の運営」か否かは、債権の弁済への充当が確実にされるか否かという客観的な観点から判断されるべきものであり、「法令」に教育基本法は含まれない。

イ すなわち、①本件規程13条は本件規程12条に定める情報提供等の補充的規定であること、②本件規程13条が「授業料に係る債権の弁済への確実な充当」を適正な学校運営の例示としていること、③検討会議報告でも、本件省令ハの基準は制度的・客観的に把握し得る内容によることを基本とするとされていること等からすれば、本件規程13条にいう「法令」は会計事務に関する法令に限られるというべきである。

ウ また、以上は本件省令イ及びロに該当する学校との比較からも明らかである。すなわち、本件省令イ及びロに基づく場合は、大使館や国際的な評価機関を通じた確認がされることによって、支給対象校と指定されることになるところ、大使館や評価機関は、外国人学校に対して教育基本法16条1項が禁ずる「不当な支配」が及んでいるか否かを認定するわけではないから、同項適合性は指定の要件とはされていない。また、私立高等学校や専修学校高等課程については、不当な支配が行われていたとしても、就学支援金の支給が停止されるわけではない。以上によれば、本件省令ハによる指定についてのみ、教育基本法に適合することを要件とすることは不当である。このように解すべきことは、本件省令ハにより支給対象校に指定されたホライゾンジャパンやコリア国際学園の審査の際には、「不当な支配」の有無は審査の対

象外とされていたことや、朝鮮高校に対する審査の際にも当初は「不当な支配」の有無が審査対象とされていなかったことからも裏付けられる。

エ 仮に、本件規程13条があらゆる「法令」を含む規定であれば、それ自体曖昧不明確で過度に広範であり、定義規定の明確化だけを要求した支給法の委任の範囲を超えるものである。

(被告の主張)

ア ①本件規程13条の「法令」については、その範囲を限定する規定が一切ないこと、②我が国の教育法体系において教育基本法は根本法であり、教育関係法令は教育基本法の理念にのっとり制定されなければならないこと、③本件規程の制定に先立つ検討会議においても、学校教育法や私立学校法等に基づく学校運営の適正性を改めて求めるべきである旨の報告がされていること、④教育基本法16条1項が禁ずる「不当な支配」が及んでいる可能性がある場合に、敢えて財源を捻出し、国民全体に経済的負担を課してまで就学支援金を支給するのは支給法や本件規程13条の趣旨に反することからすれば、本件規程13条の「法令」には教育基本法が含まれる。

イ これに対し、原告らは、本件省令イ及びロに該当する学校との比較を主張するが、これが失当であることは前記(1) (被告の主張) イのとおりである。また、本件省令ハにより指定を受けたホライゾンジャパン及びコリア国際学園についても教育基本法違反の有無は審査されており、ただこれらの学校については、法令に基づく適正な学校運営について特段の疑念を抱く要素がなかったために、朝鮮高校とは確認の程度に差異が生じたにすぎない。朝鮮高校についても、審査の当初から、教育基本法の禁ずる「不当な支配」を受けているか否かは問題となっていた。

ウ そして、本件規程13条が支給対象校は国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであることが必要であるとの趣旨から規定されたものであること、支給対象校の指定に際して学校教育法その他の関

係法令に基づく適正な学校運営がされていることを考慮することは、支給法制定時の国会審議においても十分検討されていたものであることからすれば、本件規程 13 条にいう「法令」に教育基本法を含むことは、支給法の委任の範囲を超えるものではない。

エ したがって、本件規程 13 条の「法令」には教育基本法が含まれ、同法違反に係る事情を、本件規程 13 条適合性の判断に当たって考慮することは許される。

(3) 争点(1)ア(ア)c (本件規程 13 条の要件適合性の立証責任等)について
(原告らの主張)

ア 朝鮮高校に対する本件規程 13 条適合性の審査は、法令違反や不適正な学校運営が存在しないことを確認する形で行われてきた。このように、給付処分の要件として、ある事実の「ないこと」が求められており、行政庁がその事実があることを理由として申請を退ける場合には、その事実があることについて行政庁が立証責任を負うべきである。特に本件では、際限なく「法令」への適合性を求める本件規程 13 条への適合性を原告に立証させることは、「悪魔の証明」を求めるものであるから、上記のとおり解するのが相当である。

イ また、被告は、本件規程との関係で積極的かつ具体的な認定を一切しないまま、愛知朝鮮高校の本件規程 13 条の適合性について疑念が払拭できなかったとして本件不指定処分をしているが、支給法に基づく原告らの受給資格を取得する権利又は法的利益は、社会権規約を具体化したものであり、子どもの権利条約や憲法 26 条が保障する教育を受ける権利と分かちがたく結びついており、教育の機会均等（教育基本法 4 条 1 項）の趣旨に合致する重要な権利又は法的利益である。そうすると、行政庁がこのような重要な権利利益を侵害する処分を行う場合には、当該判断となる事実認定や要件適合性に当たって、抽象的な可能性に過度に捕らわれたり、判断権者たる行政庁の

主観的・恣意的判断に基づくことがあってはならない。処分に係る根拠事実の存在は、「客観的な事実に照らして具体的に明らか」であることまでを要すると解すべきである。

(被告の主張)

指定処分は本件規程の要件に全て適合していると文部科学大臣が判断した場合に初めてされるものであること、指定処分は授益的処分であることからすれば、本件規程 13 条適合性の立証責任は原告らにある。

(4) 争点(1)ア(ア)d (愛知朝鮮高校が本件規程 13 条に適合すると認めるに至らないとした文部科学大臣の認定判断は、同条適合性に係る認定判断を誤ったものとして違法か)について

(原告らの主張)

ア 愛知朝鮮高校は、本件規程の裁量のない外形的な基準については全て基準を満たしている（本件規程 6 条については後記(7)（原告らの主張）のとおりである。）。また、愛知朝鮮高校は、学校教育法 134 条に基づく各種学校として、私立学校法、学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく各種規制を受けているが、過去に所轄庁から法令遵守状況や補助金の執行状況について指導・勧告等を受けたことはなく、法令に基づく適正な学校運営の要件に欠けるところもない。毎年多くの卒業生が国立・公立・私立大学に入学しているという過去の実績からしても、愛知朝鮮高校が「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に当たることは明らかであり、審査会においても、朝鮮高校が本件規程 13 条に適合していないとの議論はされていなかった。

そして、文部科学大臣に本件規程 13 条の解釈適用について一定の裁量が認められるとしても、その裁量の範囲は、憲法、国際条約、支給法の目的、本件省令により指定される他の学校との均衡、検討会議報告、本件規程の文言、審査会の意見によって著しく限定されている。したがって、上記各事実にもかかわらず、愛知朝鮮高校が本件規程 13 条に適合すると認めるに至ら

ないとした文部科学大臣の認定判断は、裁量権を逸脱・濫用したものとして違法である。

イ これに対し、被告は、愛知朝鮮高校が在日本朝鮮人総聯合会（以下「朝鮮総聯」という。）と関係を有し、その影響が財政、人事、教育内容に及んでいるとして、本件規程13条の要件に適合すると認めるに至らないと主張する。しかしながら、外国人学校が教育事業を成り立たせるために本国及び民族団体の支援を受けることは一般的なことであり、その影響が外国人学校の教育現場の自主性を損なうなどの問題がない限り、教育基本法16条1項にいう「不当な支配」には当たらない。被告が指摘する疑いは、以下のとおり、失当である。

すなわち、被告は、①産経新聞による報道、②愛知朝鮮高校、愛知朝鮮高校以外の朝鮮高校、朝鮮学園（各朝鮮高校の設置者である準学校法人をいう。なお、各朝鮮学園が設置する学校全般を指すときは「朝鮮学校」という。以下同じ。）に係る事実、③公安調査庁や警察庁の見解、④在日本大韓民国民団（以下「民団」という。）や北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会（以下「救う会」という。）等の各種団体の要請内容、⑤朝鮮総聯や北朝鮮が作成した媒体における、朝鮮総聯と朝鮮学校の関係性に関する記載、⑥審査会における審査の過程で収集された情報を根拠に、愛知朝鮮高校について朝鮮総聯からの不当な支配が認められると主張する。

しかしながら、①については、何ら具体的根拠に基づかないものである上に、産経新聞以外の報道機関が被告主張の報道をしていないことからすれば、その真実性には疑義があるから、不指定の根拠とはなり得ない。また、②については、財政面については法人ごとに事情が異なるのであるから、他の朝鮮学園に係る事実を愛知朝鮮学園に対する評価資料とはし得ないし、被告主張の事実は本件審査当時に生じていた事情にも当たらない。さらに、③については教育行政上の専門機関ではない機関による、具体的な事実を伴わ

ない意見にすぎず、学校運営の適正性を審査するに当たって考慮すべきものではない。そして、④については、特定の政治団体の要請にすぎないから、その内容の真実性を確認できない限り、学校運営の適正性の審査資料とはなし得ない。⑤については、被告指摘の朝鮮総聯のホームページの記載は、宗教団体を母体とする学校について、当該宗教団体が運営の母体となっている旨を宣伝する文言と変わらず、それ自体が不当な支配を基礎付けるものではない。さらに、⑥については、審査会においては朝鮮高校に法令に違反する学校運営の事実を確認できていない旨の見解が示されていることからすれば、そもそも「不当な支配」の存在をうかがわせる事実が確認されたとは認められない。

ウ また、被告は、訴訟終盤になって、本件規程13条の要件に適合するというためには、後記（被告の主張）のとおりの4要件を充足する必要があると主張するに至ったが、これらの要件はいずれも抽象的に過ぎ、基準たり得ない。さらに、朝鮮高校での教育内容を問題視する点は、①私立学校についてはその自主性を最大限尊重すべきこととされており（教育基本法8条）、私立各種学校である朝鮮学校は、教育基本法14条2項（政治教育の禁止）や同法15条2項（宗教教育の禁止）の適用を受けないこと、②外国人学校の生徒が民族教育を受ける権利は、国際条約や憲法により保障されていること、③検討会議報告でも、各教科等における個々の具体的な教育内容は判断の基準としないとされていることから、失当である。また、朝鮮学校は北朝鮮を祖国として、朝鮮総聯とも協力関係を維持しながら発展してきたものであるから、その教科書に北朝鮮や朝鮮総聯の主張や思想がある程度反映されるのは自然であるが、教科書は、現場の教員たちの意見も反映して改訂を繰り返しており、徐々に北朝鮮の指導者についての記述は減ってきておりし、現場の教師達は、子どもの最善の利益のために働いており、多角的な視点を持たせることを意識しながら授業を行っているから、理事や現場の教師によ

る自主的な教育活動が阻害されているものではない。

(被告の主張)

ア 教育関係法令の下では、学校で行われる教育内容はもとより、支給法が前提とするような金銭の出納を含めた学校運営全般について、教育基本法の理念ないし基本原則に適合するものであることが求められ、本件省令ハにおける「高等学校の課程に類する課程」もこれを含意すると解するのが相当である。したがって、本件規程13条に定める「法令に基づく学校の運営」を適正に行うことという要件に適合するためには、少なくとも、①当該学校における教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体・機関から不当な人的・物的支配を受けていないこと（教育基本法16条1項参照）、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないこと（以下「本件規程13条の4要件」という。）を満たす必要がある。そして、上記①ないし④に該当するか否かの評価は、教育的観点からの一定の専門的・技術的判断を要するものであり、文部科学行政に通曉する文部科学大臣の判断に裁量がある。

イ 以上を前提に、本件不指定処分を見るに、文部科学大臣は、愛知朝鮮高校を含む朝鮮高校は、朝鮮総聯や北朝鮮との密接な関係が疑われ、その関係性等により法令に基づく適正な学校運営がされていることについて十分な確証が得られなかったことから、本件規程13条に適合すると認めるに至らないとして本件不指定処分をしたものであるから、かかる判断は何ら不合理なものではなく、その裁量権を逸脱・濫用するものではない。この点を敷衍すると、次のとおりである。

(ア) 朝鮮総聯は、破壊活動防止法に基づく調査対象団体であり、反社会的組織としての側面を有することが強く疑われる団体であるところ、朝鮮高校は朝鮮総聯と人事面で密接な関係を有している上に（前記ア④要件の不適

合），朝鮮高校で使用されている全ての教科書は、「総聯中央常任委員会教科書編纂委員会」で編纂が行われ、朝鮮総聯の事業体である「学友書房」から出版がされている。そして、その教育内容は北朝鮮の指導者や国家体制を唯一絶対の価値として贊美、礼賛するものであり、朝鮮高校においてこのような教育を徹底することについては、朝鮮総聯の議長自身が事あるごとに謳っているところである。以上のとおり、朝鮮高校の教育内容は、教育基本法の理念に沿ったものであることが強く疑われる状況にあった（前記ア①の要件の不適合）。

(イ) また、北朝鮮の報道機関である「労働新聞」、朝鮮総聯発行の「朝鮮総聯」、朝鮮総聯の機関誌である「朝鮮新報」及び民団発行の「民団新聞」のほか、民団、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会及び救う会作成に係る申入書等の記載、公安調査庁作成の「内外情勢の回顧と展望」の記載、公安調査庁及び警察庁の国会答弁、産経新聞等の報道からは、朝鮮高校が朝鮮総聯や北朝鮮と不適正なつながりを有していることがうかがわれ、朝鮮高校が朝鮮総聯の支配下にあることは、朝鮮総聯ホームページの記載からも裏付けられた（前記ア③④の要件の不適合）。さらに、産経新聞等の報道や民団作成の申入書によれば、朝鮮総聯が朝鮮高校を利用して資金集めをしていると疑われたほか、愛知朝鮮高校の校地・校舎に付された抵当権の被担保債権たる借入金が学校運営のための借入れか第三者のための負債であるかが判然とせず、朝鮮高校から朝鮮総聯への資金の流出等がうかがわれる事情があった（上記②の要件の不適合）。

(ウ) これに対し、原告らは、外国人学校が本国から支援を受けることは当然であると主張するが、朝鮮高校と朝鮮総聯の関係はこのような単なる支援関係にとどまらず、適正な学校運営が行われていないとの疑いを抱かせるものであり、国民全体を代表する者とはいえない一部の社会的勢力が、党派的な力として教育に不当に介入すること、すなわち教育基本法16条1

項にいう「不当な支配」が存在するとの疑念を抱かせるものである。文部科学大臣は、これらの事情を総合的に判断した上で、本件規程13条に適合すると認めるに至らないと判断したものである。

(エ) 以上の判断が不合理なものとはいえないことは、広島地方裁判所平成19年4月27日判決が学校法人広島朝鮮学園について不適正な学校運営を認定していること、平成25年11月に東京都が行った現地調査により、学校法人東京朝鮮学園（以下「東京朝鮮学園」という。）が朝鮮総聯に対して不適正な施設財産の提供を行っていたことが判明していること、朝鮮学校に子女を通わせている保護者に対して行われたアンケートでも、朝鮮学校と朝鮮総聯のつながりや一体性を述べる回答が散見されることなどからも裏付けられる。

(5) 争点(1)アイ、(2)イ（本件不指定処分及び本件省令ハの削除は、政治外交上の理由に基づいて行われたもの（他事考慮）として違法か）について
(原告らの主張)

文部科学大臣は、以下に述べるとおり、政治外交上の理由により、本件不指定処分及び本件省令ハの削除を行ったものであるが、これらの行為をするに当たり、政治外交上の考慮をすることは許されないから、これらの行為は、考慮すべきでない事項を考慮した結果なされた違法なものである。

本件不指定処分及び本件省令ハの削除が政治外交上の理由により行われたことは、①下村文部科学大臣が、平成24年12月28日の記者会見で、本件不指定処分及び本件省令ハの削除の理由として、拉致問題に進展がないことや、朝鮮高校の指定に国民の理解が得られないことを挙げていること、②本件省令ハの削除に際して行われた意見公募手続において、文部科学省が本件省令ハ削除の中核的な理由として「拉致問題の進展がないこと」を挙げていること、③社会権規約委員会において日本政府代表団が、拉致問題に起因して朝鮮高校の生徒を就学支援金制度から除外した旨を認めていること、④本件不指定処分

時の与党である自民党は、政権交代前から一貫して政治外交上の理由により朝鮮高校を支給対象校に指定すべきでないとの方針をとっており、下村議員は自民党の方針決定に大きな影響を与えていたこと、⑤本件省令ハを削除する内容の省令改正は、政権交代前の自民党が議員立法として国会に提出した支給法改正案に整合しており、政治外交上の理由により本件省令ハを削除しようとした自民党の意向に沿うことから明らかである。

(被告の主張)

ア 本件不指定処分は、愛知朝鮮高校について、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと、平成24年度は本件規程6条の要件を満たしていないなかったことのほか、本件省令ハの削除を理由とするものであり、政治外交上の理由に基づくものではない。また、本件省令ハの削除は、文部科学省に事実関係の真偽を判断するための調査権限がないことから、本件省令ハに基づく指定の審査には限界があるという点を踏まえて行われたものであって、政治外交上の理由に基づいて行われたものではない。

これに対し、原告らは、本件不指定処分及び本件省令ハの削除が政治外交上の理由に基づいて行われたとして縷々根拠を主張するが、記者会見における下村文部科学大臣の発言や、意見公募手続における文部科学省の見解は、拉致という犯罪行為をしている北朝鮮の政治体制・最高指導者を賛美する朝鮮高校の特殊性を無視して同校を支給対象校として指定し、公金を支出することには国民の理解が得られないとの見解を示したものであって、本件不指定処分の理由を示したものではない。また、下村文部科学大臣は、政権交代後に改めて朝鮮高校と朝鮮総聯・北朝鮮との関係や同校の指定に係る審査状況を把握して本件不指定処分を行ったものであり、野党時代の下村議員の発言や自民党の主張は、本件不指定処分の理由を推知させるものではない。本件不指定処分の通知には、「拉致問題に進展がないこと」といった政治外交上の理由は記載されていない。原告らの主張はいずれも失当である。

イ 加えて、そもそも本件不指定処分及び本件省令ハの削除に際しての文部科学大臣の主觀は、各行為の違法性判断を左右する事情ではない。すなわち、本件規程13条適合性は、処分時に存在した客觀的事情により判断されるものであり、これにより指定要件を満たしていないのであれば、判断権者の主觀を問題にするまでもなく不指定処分をしなければならないし、逆に、処分時に存在した客觀的事情に照らして指定要件を満たすのであれば、指定処分をしなければならず、それにもかかわらず不指定処分がされたのであれば、判断権者の主觀にかかわらず不指定処分は違法である。また、本件省令ハの削除についても、省令の改廃の違法性判断に当たっては、法の委任の趣旨を逸脱するか否かを判断すべきであって、所管大臣が省令改廃に及んだ主觀的判断の内容は無関係である。したがって、仮に本件不指定処分及び本件省令ハの削除が政治外交上の理由に基づくとしても、これをもって各行為が違法と評価されるわけではない。

(6) 争点(1)ア(ウ) (本件不指定処分は、本件規程15条に違反するものとして、あるいは、審査会の審査過程を考慮することなく行ったものとして違法か)について

(原告らの主張)

ア 本件規程15条は、本件省令ハの規定による指定を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を「聴くものとする」と定めている。そして、同条は指定取消し時のように「聴くことができる」旨の定めをしていないこと（本件規程17条2項），本件規程の適合性判断は専門的・技術的判断を伴うからこそ学識経験者の意見を聴く必要があることからすれば、文部科学大臣が支給対象校の指定に係る処分を行うに当たっては、審査会の意見を聴くことが必要条件になる。しかるに、下村文部科学大臣は、審査会の取りまとめた最終意見を聴くことなく本件不指定処分を行ったものであるから、本件不指定処分は本件規程15条に違反し、違法である。

イ また、審査会は、第7回審査会までの間に、①裁量の余地のない外形的な基準については、全ての朝鮮高校が基準を満たしていることと、所轄庁による過去5年間の法令違反の処分実績がないことを確認し、②審査基準に直結する問題及び申請書類の重大な虚偽があった場合には指定自体をしないが、そのほかの不適切な学校運営があったとしても、不指定とするのではなく、留意事項として改善を要請するとの考え方を示し、③調査の結果、朝鮮高校には審査基準に直結する問題及び申請書類の重大な虚偽は認められないことを確認した上で、④今後も継続する方針を確認していた。

以上のような審査経過からすれば、審査会は、愛知朝鮮高校を含む朝鮮高校を支給対象校に指定することを前提として、留意事項の内容を検討していたといえるにもかかわらず、下村文部科学大臣は、予定されていた審査会を開催することも、最終的な意見の取りまとめをさせることもなく、従前の審査会の議論内容を踏まえずに本件不指定処分に及んだものであるから、本件不指定処分は、考慮すべき事項を考慮せずに行われたものとして違法である。

(被告の主張)

ア 支給対象校と指定するか否かの検討は、その性質及び内容からしておのずと専門的・技術的検討を伴うものであり、教育行政に通曉する文部科学大臣の専門的・技術的判断に委ねられているところ、審査会の意見は、文部科学大臣の裁量判断の際の考慮要素にすぎず、本件規程15条は、審査会の意見を聴くことが文部科学大臣の判断に資するとの考慮により設けられた規定である。このことは、支給法が、審査会の意見を聴くことはもとより、審査会を設置すること自体、何ら規定していないことからも明らかである。審査会の意見に拘束される場合には、「意見を聴く」などの文言ではなく、「議により」などの文言が用いられることからすれば、法令用語の観点からも、本件規程15条の審査会の意見は文部科学大臣の判断を拘束するものでは

なく、審査会の意見を聽くことは処分を決する際の必要条件ではない。また、審査会の審査方法として、必ず意見をとりまとめなければならないとする規定も存在しない。

イ 加えて、審査会においては、愛知朝鮮高校を含む朝鮮高校について本件規程13条に適合するとの積極的な意見は出されておらず、むしろ、朝鮮高校を支給対象校に指定するか否かについて明確な結論を出すことが困難である旨の意見が出されていたこと、文部科学省職員から文部科学大臣に対して朝鮮高校に対する審査に限界がある旨の報告があったことから、文部科学大臣はこれらを踏まえて本件不指定処分を行ったものであって、本件不指定処分は審査会の意見を踏まえて行われたものとして適法である。

(7) 争点(1)ア(エ) (本件不指定処分は、本件規程6条の要件に適合しないとの誤った判断を理由として行われたものとして、あるいは同条の要件に関する事実確認・補正義務を怠って行われたものとして違法か)について

(原告らの主張)

ア 文部科学大臣は、平成24年度における愛知朝鮮高校の募集定員数が合計750名（一学年につき250名）であることを前提に、申請書記載の教員数（15名）が本件規程6条に定める必要教員数（16名）を満たさないとして、本件不指定処分をした。しかしながら、平成24年度における愛知朝鮮高校の募集定員数は合計480名（一学年につき160名）であったから、正しい必要教員数は12名であり、かつ、実際には16名の教員がいたから、愛知朝鮮高校は本件規程6条の要件を充足していた。したがって、本件規程6条への不適合を理由とした本件不指定処分は違法である。

イ そして、本件不指定処分は、愛知朝鮮学園による誤った申請内容を前提としたものであるが、申請書類中の募集定員数の記載が誤っていることは、平成22年及び23年度の申請内容等から明らかであり、文部科学省においてはその誤りを容易に認識できたはずである。また、実際の教員数の記載につ

いても、愛知朝鮮学園が提出した申請書類には明らかに本件規程6条に反する記載のあるものも含まれており、文部科学省は、愛知朝鮮学園がそもそも書類への記載事項等を正しく認識していないと解し得る事情があった。

他方、愛知朝鮮高校に対する審査においては、申請書類の提出がなされた後、申請の内容面にまで及ぶ極めて詳細な事実確認や修正指示等が長期間にわたり繰り返されていたため、文部科学省から補正等の指示がない事項については、補正の必要がないとの信頼が愛知朝鮮学園に生じる状況にあった。

また、支給法の制定に際し、朝鮮高校の生徒に対する就学支援金支給の予算措置を講じられた旨の国会答弁がされたほか、文部科学省担当者が愛知朝鮮高校を来訪して授業内容や施設などを見学した際にも、早晚支給対象校に指定される旨の文部科学省の方針が示されており、愛知朝鮮学園において、支給対象校に指定されるとの信頼が生じていた。

以上を踏まえれば、文部科学大臣は、本件規程6条不適合を理由として本件不指定処分をするのであれば、それに先立ち、申請者である愛知朝鮮学園に対し、申請内容が実態に即しているかについて確認を行い、申請内容と実態に齟齬があった場合に補正を行う機会を与える信義則上の義務を負っていたというべきである。しかるに、文部科学大臣は、極めて容易に行うことのできる事実確認を敢えて怠り、事実の確認を行うことも、補正の機会を与えることもなく、本件不指定処分に至ったものである。行政手続法7条の規律も併せ考えると、本件不指定処分は、本来経るべき事実確認等を経ることなく行われた点において違法である。

(被告の主張)

ア　原告らは、愛知朝鮮高校が平成24年度においても本件規程6条の要件に適合していたと主張するが、そもそも教員数や募集定員数といった基本的事項について誤記載が生じるとは考え難いことから、実際には必要教員数を満たしていたとする原告らの主張自体、到底信用することができない。また、

仮に誤記であったとしても、愛知朝鮮学園が提出した書類の記載が誤記であったなどということは、文部科学大臣において知りようのないことであるから、愛知朝鮮高校が本件規程 6 条の要件を満たしていないと判断したことには何ら違法はない。

イ さらに、原告らは、被告に事実確認・補正義務があったとも主張するが、申請書やそれに添付する書類を事実に基づき正しく記載する責務は、申請者が負っているものであって、審査の基準に適合しないことが明らかな事項について指摘・補正要求する義務は、支給法はおろか、本件省令上も、本件規程上も存在しない。そして、行政手続法 7 条等の諸法令も、審査の基準に適合していないことが明らかであった場合に、事実確認を行い、補正を行うことを行政庁に求めているものではない。

そして、審査会の事務を担当していた文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室（以下「支援室」という。）は、本件規程 6 条該当性に関する点（教職員編制表等の再提出依頼）も含め、愛知朝鮮高校に対し、数次にわたり照会・補正指示を行ったが、これは、同校が支給対象校の指定要件に適合するか否かの判断の前提として、確認ができない不明確な事項について記載内容の確認を行ったものであり、記載内容が正しいか否かの確認や基準を満たすように指導することなどの働きかけはしていない。したがって、支援室からの確認、書類の提出依頼・修正依頼があったことをもって、補正等の指示がない事項が基準に適合しているとの信頼が生じることはあり得ない。

なお、原告らは、愛知朝鮮学園において支給対象校に指定されるとの信頼が生じていた根拠として、①平成 22 年度予算に朝鮮高校の生徒に係る就学支援金が予算計上されていたこと、②文部科学省の担当者が愛知朝鮮高校を訪問した際に、早晚支給対象校に指定される旨の発言をしたことを主張するが、①は、朝鮮高校の生徒に対して就学支援金が支給されるとの方向性を示したものとはいえないし、②は、原告らが主張する趣旨の発言自体が存在し

ない。

(8) 爭点(1)イ (本件不指定処分は行政手続法8条に違反するものとして違法か)
について

(原告らの主張)

ア 行政手続法8条が理由提示を義務付ける趣旨は、申請者に不服申立ての便宜を与えることと、行政庁による判断の慎重と公正・妥当を担保して恣意を抑制することにある。それゆえ、行政庁は、単に根拠法条を示すのみでは足りず、要件不該当を認定した際に用いた審査基準及び不該当を認定するために認定した事実を併せて提示する必要があり、申請者において、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して拒否処分がされたかを、その記載自体から了知し得るものでなければならない。

イ しかるに、文部科学大臣は、本件不指定処分に当たって「規程第13条に適合すると認めるに至らなかった」との理由を記載しているが、これでは、いかなる事実が該当することにより、適合すると認めるに至らなかったのかが全く不明である。被告は、本件訴訟に至って初めて教育基本法16条1項に適合しないことを主張したが、本件不指定処分では同法条を摘示せず、またいかなる具体的な事実を認定して同項の不適合を判断したのか一切提示しておらず、上記の記載理由のみでは、いかなる事実が問題とされたのか了知することは不可能である。

ウ また、文部科学大臣は、本件不指定処分の理由として、本件省令ハの削除と本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを並列して付記しているが、これらはその理由自体が相互に矛盾している。このように、相互に矛盾する理由が付されていることは、処分理由が明確に示されていないことを示すほか、処分の理由自体が存在しないことを示すものである。

エ したがって、本件不指定処分は行政手続法8条が要求する理由提示の程度を満たさず、違法である。

(被告の主張)

行政手続法8条1項の趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の相手方の不服申立てに便宜を与えることにより、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由提示を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らして決定すべきである。

そして、書面により示さなければならぬ理由の程度は、当該拒否処分が申請者側において明らかにすべき処分要件に関わる場合と、行政庁側において明らかにすべき申請拒否要件に関わる場合とで異なるところ、本件のように前者の場合には、申請者側において明らかにすべきどの処分要件が認められないかを明らかにすれば、当該申請者において、当該申請拒否処分がされた理由をその記載自体から了知できるから、処分理由としては十分であるといえる。

また、本件不指定処分の通知書においては、処分理由である本件省令ハの削除、本件規程6条を満たしていないこと、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたことが記載され、どの処分要件が認められないと判断されたかが明示されているのであるから、本件不指定処分に当たつて明示されるべき処分の理由としては十分である。なお、被告は、本件不指定処分に当たり、複数の理由を示しているが、これら複数の理由を併せて提示することが、理由提示に当たり矛盾を生じさせるものともいえない。

以上によれば、本件不指定処分は行政手続法8条に違反しない。

(9) 争点(2)ア (本件省令ハの削除は、支給法の委任の範囲を逸脱するものとして違法か)について

(原告らの主張)

ア 本件省令1条1項2号は「高等学校の課程に類する課程を置くもの」をいないしハの3類型に分類しているが、本件省令イとロは、大使館及び国際的な評価機関の判断を尊重して「高等学校の課程に類する課程を置く」外国人学校の一部を簡便な方法ですくい取るものであり、本件省令ハは、こうした

簡便な方法ですくい取れなかった外国人学校を漏れなく拾い出すための一
般的網羅的規定である。したがって、本件省令ハは、社会権規約13条2項
(b)が定める中等教育機関の無償化の漸進的導入の一環として定められた支
給法2条1項5号の委任の趣旨を最も色濃く体現する原則的規定というべ
きであって、支給法にとって必要不可欠な規定であるといえる。

そして、支給法2条1項5号は「高等学校の課程に類する課程を置くもの」
に当たる専修学校・各種学校の範囲を省令に委任しているが、これは技術的
事項の委任をしているにすぎず、省令に対して「高等学校の課程に類する課
程を置くもの」の範囲を拡大縮小するごとき権限を付与するものではない。
ところが、本件省令ハの削除は、本件省令イ及びロによつてすくい取ること
ができるない類型の教育機関を、文部科学大臣の判断において敢えて取りこぼ
したままにすることを意味するから、支給法の委任の範囲を超えることが明
らかである。また、文部科学大臣は、一般的・抽象的な基準であるべき本件
省令ハについて、朝鮮高校を支給対象校としないことを想定して本件省令ハ
を削除したものであり、具体的な教育機関を想定し、具体的適用の結果を操
作すべく、その根拠である本件省令ハを削除することは法の支配の原則にも
違反する。

イ これに対し、被告は、本件省令ハによる指定を求める外国人学校が存在し
なかつたため、これを存続させる必要性がなかつたと主張するが、当時、全
国の朝鮮高校が本件省令ハによる指定を求めていたものであるし、将来、本
件省令ハの対象となり得る学校が出てくる可能性もあるのだから、被告の主
張は失当である。

また、被告は、学校に対する調査権限がなく、審査に限界があると判明し
たことが本件省令ハ削除の理由であるとも主張するが、支給法を強制調査権
限がないものとして立法することは国会審議でも議論されているのである
から、これが審査の過程で判明したなどということはあり得ない。また、検

討会は、朝鮮高校について本件省令ハに基づく審査を行うことを念頭に検討会議報告を作成・公表したのであるから、検討会と同一メンバーにより構成される審査会が本件省令ハの削除を検討していたという被告の主張も虚偽である。

ウ そして、本件省令ハの削除は、朝鮮学校の生徒との関係では、「将来において就学支援金の支給を得るために申請を行う権利そのものを剥奪された」あるいは「将来において就学支援金の支給を得る可能性を確定的に剥奪された」という損害を生じさせるものである。原告7番から10番は、本件省令ハが削除された後も愛知朝鮮高校に在籍していたから、本件省令ハの削除がなければ、本件不指定処分の存在にかかわらず、その後、再申請により就学支援金の支給を受けることができた可能性があった。それにもかかわらず、これを確定的に奪われたものであるから、本件省令ハの削除は本件不指定処分とは別個の違法行為を構成する。なお、被告は、朝鮮高校が1条校になるか本件省令イ又はロの指定を受けければ、朝鮮高校の生徒も就学支援金が受給できると主張するが、朝鮮高校が1条校の認定や本件省令イ又はロによる指定を受けようとすれば、朝鮮高校は、同校の民族教育の内容を根本的に転換しなければならないのであり、被告の上記主張は暴論である。

(被告の主張)

ア 支給法2条1項5号が支給対象校となる専修学校及び各種学校を定めるに当たり、その範囲の定めを文部科学省令に委任した趣旨は、高等学校の課程に類する課程を置く専修学校及び各種学校の範囲を画するに当たっては専門的・技術的検討を要することから、その基準や評価方法等の定めを、教育行政に通曉した文部科学大臣に委ねることにある。それゆえ、文部科学大臣には、同号に定める支給対象校の範囲を定める文部科学省令を策定するに当たり、専門的・技術的な観点からの裁量権が認められ、本件省令ハのような包括的な条項を設けるか否かも含めて、支給対象校をいかに定めるかにつ

いては、文部科学大臣の判断に委ねられていたと解される。

そして、文部科学大臣は、本件省令イ及びロの方法によっては確認できない後期中等教育に相当する外国人学校が存在し得ると考え、また、その該当性の審査を文部科学大臣が個別に確認する方法によって行うことが可能であると考え、本件省令ハを制定した。しかしながら、朝鮮高校に対する調査を通じ、本件省令ハは、適合性判断に疑惑が生じる事情があつても、その事実関係の真偽を判断するための調査権限がなく、この点から本件省令ハの存在自体に問題があることが明らかになった。また、当時、本件省令ハに基づく申請をする学校は、指定済みの2校以外は朝鮮高校しかなく、朝鮮高校については、いずれも本件規程13条に適合すると認めるに至らないと判断されたため、本件省令ハを存続させる必要性もなかつた。文部科学大臣は、以上の点を考慮し、今後仮に他の新たな外国人学校が登場したとしても本件省令ハを維持することは相当ないと判断したものであつて、本件省令ハを削除したことに、裁量権の逸脱・濫用はない。

イ これに対し、原告らは、社会権規約13条2項(b)などに依拠して、本件省令ハが外国人学校を支給対象校とする原則的な規定であると主張する。しかしながら、本件省令イ、ロ及びハの関係については、本件省令の文言や趣旨から解釈すべきであるところ、高等学校の課程に類する課程を置くと認められる各種学校である外国人学校のほとんどは本件省令イ及びロに当たるものであり、本件省令ハは「イ及びロに掲げるもののほか」に文部科学大臣が個別に指定できることを認める規定にすぎないから、その規定ぶりからして本件省令イ及びロが原則的な規定に当たると解される。また、社会権規約13条2項(b)は、中等教育段階における無償教育の漸進的な導入を規定するものであつて、中等教育における無償教育を直ちに完全実施することや、朝鮮高校を支給法の対象校とすることを義務付けているとはいえないし、支給法は、全ての後期中等教育段階にある生徒を就学支援金の受給対象としている

とも解し得ない。したがって、本件省令ハが原則的な規定であるとも、不可欠な規定であるともいえないから、本件省令ハの削除が支給法の趣旨に反するともいえない。

ウ なお、文部科学大臣は愛知朝鮮高校が本件規程 13 条の基準に適合するものと認めるに至らないと判断して本件不指定処分をしたものであるから、本件省令ハの削除の適法性は、いずれにせよ、本件不指定処分の適法性に影響を与えない。また、原告らは本件省令ハの削除により、朝鮮高校の生徒が就学支援金を受給する道が一切なくなるかのように主張するが、朝鮮高校が、1 条校になるか、本件省令イ又はロに基づく指定を受けければ、支給対象校となることは可能であるから、原告らの上記主張は誤りである。

(10) 争点(2)ウ（本件省令ハを削除して本件不指定処分をしたことは、行政手続法 5 条に違反し違法か）について

（原告らの主張）

ア 申請がなされた後、その応答がされない間に、法改正がされあるいは審査基準が申請者に不利に変更され、変更された要件を理由として申請が不許可となった場合には、当該処分は違法である。しかるに、文部科学大臣は、後記(1)（原告らの主張）のとおり審査を違法に遅滞したにもかかわらず、法改正（本件省令ハの削除）を理由として本件不指定処分を行ったものであるから、同処分は違法である。

イ 審査基準を私人に不利益に変更する場合には、変更に先立ち十分な周知期間が設けられるべきであり、関係者への情報提供等により、変更について積極的に国民が知り得る措置が講じられるべきである。しかるに、本件省令ハを削除する省令が公布されるまでの間に十分な周知期間が設けられたことも、申請者に対して情報提供された事実もない。したがって、本件省令ハを削除したという新たな状況を前提に不指定処分をすることはできず、本件不指定処分は行政手続法 5 条に違反する。

(被告の主張)

行政手続法5条は、行政庁が許認可等をするかどうかの判断に当たって必要とされる審査基準の設定を求める規定であるところ、同条は許認可等の制度の改正自体を制約するものではないし、本件省令ハは省令であって審査基準ではないから、本件省令ハの削除について行政手続法5条違反をいう原告らの主張は、それ自体失当である。なお、文部科学省は、本件省令ハの削除に先立ち、意見募集手続を行っており、本件省令ハの削除省令を公布する前に、一般にこれを周知している。

(11) 争点(3)(本件審査の長期化は、政治外交上の理由に基づいて行われたもの[他事考慮]として、あるいは、行政手続法6条、7条に違反するものとして違法か)について

(原告らの主張)

ア 審査停止(不開始)のみをもって違法であるといえること

高木文部科学大臣は、菅内閣総理大臣の指示に基づき、愛知朝鮮高校を含む朝鮮高校に対する審査手続を停止させたが、これは、北朝鮮への制裁又は延坪島事件を端緒として国民の生命財産を守るという安全保障上の理由に基づくものであり、支給法の趣旨に反する理由による審査の停止であるから、違法である。

これに対して、被告は審査の公正性確保のためであったと主張するが、上記審査停止後に政府が提出した答弁書、東京朝鮮学園が行った異議申立てに対する回答、閣僚らの国会答弁等において、政治的配慮に基づく審査停止である旨が繰り返し述べられていたことからすれば、審査の公正性確保という理由は、後付けの理屈にすぎず、仮に審査の公正性という趣旨を含んでいたとしても、政治外交上の理由が併存していたことは明らかである。

そして、仮に審査停止の理由として、付隨的に審査の公正性確保という面があったとしても、①審査会を構成する委員や審査会自体は非公開とされて

おり、審査停止せずとも、審査の公正性は確保できたこと、②延坪島事件以降も、朝鮮高校への支給を巡る報道状況にさしたる変化はなかったこと、③審査の公正性を確保するために、生徒の就学支援金受給権を奪う結果を生じさせることは、目的と手段が完全に矛盾していること、④審査開始のタイミングも、菅内閣総理大臣の辞職のタイミングと同じであることからすると、審査の公正性確保は審査停止の正当理由になり得ない。

以上によれば、審査停止は、それ自体が行政手続法6条、7条に違反し、あるいはその趣旨に反する違法行為である。

イ 本件審査の長期化が違法であること

行政庁は、申請を受理した時には、これを迅速に処理し、処分を行う法的義務を負うのであるから、申請を受理した後、処分を行うまでに相当期間を超える期間を費やし、かつ、そのことに正当な理由もない場合には、行政手続法6条、7条に違反することになる。

これを本件について見ると、支給法においては、高等学校等を卒業した者が受給権者から除外されており、在学中に指定処分がされなければ支給金を受給し得なくなること、本件規程が指定の申請期限を指定を受けようとする年度の前年度の5月31日と規定していることからすれば（14条3項）、平成22年度において申請を行った愛知朝鮮学園の申請の処理期間としての相当期間は、遅くとも平成23年3月末日までというべきであり、ホライゾンジャパンやコリア国際学園との比較で考えても、申請受理から9か月以内には処理を終えるべきであった。

しかるに、被告は、本件申請から2年3か月余りにわたって審査を継続したものであり、延坪島事件という政治外交上の理由から審査を停止したばかりか、審査再開後にも、教育基本法16条1項が禁ずる「不当な支配」の有無など、審査基準とは関係のない事項について審査を継続したことにより、審査が遅滞したものであり、相当期間の経過について正当理由は存在しな

い。前記(4)（原告らの主張）のとおり、愛知朝鮮高校が本件規程の基準を満たすことは明らかであったのだから、本件不指定処分までに2年3か月間を要したことは、行政手続法6条、7条に違反する。

（被告の主張）

ア 審査停止（不開始）に違法がないこと

行政手続法7条は、正当な理由による遅滞は許容していると解され、直ちに申請の審査を開始したとしても公正な判断を下せず、申請者の権利利益が害されるおそれがある場合には、当該状況が止むまで審査を開始しなかつたとしても、同条には違反しない。

しかし、延坪島事件を契機として、北朝鮮と大韓民国との間で戦争が勃発する可能性も否定できないという、通常想定し難い事態が急速発生したため、同事件についての報道状況や世論を踏まえると、審査会が、静謐な環境の中で（報道状況や世論にとらわれず）、平常時のように客観的かつ公正な審査を行うことができるかについては懸念があった。このため、審査手続を継続すると、かえって、公正な審査が行われない状態で支給対象校の指定の可否に関する判断がなされるおそれが生じ、これによって朝鮮高校に対して審査上の取扱いに関する利益に反する状況が生じる可能性があったため、菅内閣総理大臣は、高木文部科学大臣に対し、愛知朝鮮高校を含む朝鮮高校に対する支給対象校の指定に係る審査を停止させたものである。審査会の委員や審査会自体が非公開とされ、議事要旨が匿名で作成されていることを考慮しても、上記判断が不合理であるとはいはず、当該措置に何ら違法な点はない。以上の理由により審査が停止されたことは、菅内閣総理大臣及び高木文部科学大臣の国会における答弁からも明らかである。

また、菅内閣総理大臣は、延坪島事件から約9か月の間、北朝鮮が上記砲撃に匹敵する軍事行動を探らなかつたこと、北朝鮮と各国との対話の動きが生じていることなどを踏まえ、延坪島事件以前の状況に戻ったと総合的に判

断されたことから、客観的かつ公正に審査をすることができないおそれは解消したと判断し、朝鮮高校に対する審査を再開するよう指示を与えていたのである、平成23年8月29日までの間、審査再開の指示を与えなかった点にも違法な点はない。

以上によれば、平成22年11月から平成23年8月まで審査手続を停止したことは、政治外交上の理由によるものではなく、正当な理由に基づく遅滞であるから、行政手続法7条に違反せず、違法ではない。

イ その後の審査に1年6か月弱を要したこと違法がないこと

また、本件規程13条にいう「法令」に教育基本法16条1項を含み、同項の禁止する「不当な支配」を受けていないことが支給対象校の指定要件に当たることは前記(2)（被告の主張）のとおりであるところ、この点を判断するために教育活動を審査することは何ら支給法の趣旨に違反しない。

そして、照会・調査が数次にわたった理由は、支援室による照会に対する朝鮮学校の回答に朝鮮総聯のホームページの記載と矛盾する部分があつたことや、朝鮮総聯のホームページの記載、新聞報道、公安調査庁の報告等から、朝鮮高校が朝鮮総聯と密接な関係を有することがうかがわれ、本件規程13条適合性を直ちに判断し得なかつたことにあるし、審査会における審査状況をみても、審査に時間を要するとともに、審査が困難な状況にあつたといえる。そして、文部科学大臣は、本件申請について、本件規程6条を満たしておらず、本件規程13条に適合すると認めるに至らないとの判断に至つた後は、速やかに本件不指定処分を行っている。したがって、審査会が1年6か月弱にわたって審査を行つたことは、行政手続法6条、7条に違反するものではなく、違法ではない。

ウ 原告らの主張に対する反論

なお、原告らは、本件規程14条3項などに依拠し、文部科学大臣が本件申請に対する応答をすべき「相当期間」の末日は平成22年度末であると主

張する。しかしながら、同項は、指定を受ける年度の前年度までに審査を終える必要性から、申請の期限を定めているにすぎず、申請年度内に指定をして受給権を喪失しないように配慮するために設けられた規定ではない。また、支給法7条3項は既に卒業した者の申請を明示的に除外しているものでもない。したがって、原告らの上記主張には理由がない。

(12) 争点(4)ア（本件一連の行為は、原告らの人格権〔民族的アイデンティティの確立〕を侵害するものとして憲法13条に違反し、違憲か）について
(原告らの主張)

ア 憲法は、人間性を無視し、個人を無視した戦前の軍国主義の歴史の反省に立って、個人の尊重を根底において基本的人権尊重主義を憲法の基本原理として制定されているところ、憲法13条は、個人の尊重（前段）と幸福追求権を国政上最大限尊重する義務（後段）を定式化したものであって、憲法13条後段が定める幸福追求権は、前段の個人の人格的価値の尊重原理と結びついて、個人の人格的生存に不可欠な権利を人格権として保障するものである。

イ この点、在日朝鮮人は、日本による植民地支配の結果、被支配民族としての関係を経て旧宗主国である日本に定住を余儀なくされたという点、植民地時代から現在に至るまで、日本政府の同化政策により、居住国から常に自己の民族性を否定する政策を受け続けたという点、祖国が南北朝鮮に分断されたという点において特殊な立場にあり、在日朝鮮人にとって、自己の民族的アイデンティティの確立は個人の人格的生存に不可欠なものである。しかし、日本社会では、差別意識や無意識ゆえに周囲からの無意識による同一化圧力にさらされることから、在日朝鮮人の子どもは、自己の民族的出自を隠す傾向がみられ、民族的アイデンティティの確立には困難を伴う状況にある。

したがって、在日朝鮮人が民族的アイデンティティを確立し、自身の人格

権を守るために差別意識や周囲からの同一化圧力を排除する必要があるところ、朝鮮学校は、このような阻害要因を排除し、在日朝鮮人としての民族的アイデンティティを育む場として、在学する生徒らの人格形成にとって重要な役割を果たしている。すなわち、朝鮮学校においては、朝鮮語による教育を実施するとともに、朝鮮の歴史観から歴史を学ぶなど、祖国である北朝鮮の視点に立った教育を行うほか、祖国である北朝鮮を訪問するなど、自己の民族的出自について正しい知識を与え、朝鮮人としての民族性を養う教育を実施している。また、朝鮮学校では、日本社会における阻害要因を排除した状態で、在日朝鮮人同士のコミュニティ構築を可能とし、何の迷いもなく在日朝鮮人として生きることを可能とする「安全な家」としての役割を果たすほか、部活動を通じた自己実現も可能とする場となっている。このように、朝鮮学校は、原告にとって、単なる母校であるにとどまらず、故郷や家族のような役割をも果たしており、他の学校には代替し得ない重要な役割を果たしているといえる。

ウ しかるに、本件一連の行為は、朝鮮高校生のみを他の外国人学校に通う生徒よりも劣位に扱うものであり、朝鮮学校を通じて自らの民族的アイデンティティの確立を図ってきた原告らに対し、自らの人格的生存に不可欠な民族的アイデンティティの形成過程を攻撃され、自らの存在自体を国によって否定されたに等しい衝撃を与えるものである。したがって、本件一連の行為は、朝鮮高校生であった原告らの民族的アイデンティティを否定し、人格権を侵害するものとして、憲法13条に違反する。

(被告の主張)

本件一連の行為の理由は既に述べたとおりであり、朝鮮高校を支援するに値しないとして無償化適用から排除したものでもなければ、原告らが確立してきた民族的アイデンティティを否定したわけでもない。また、支給対象校としての指定はいわゆる給付行政であるから、在学する学校が支給対象校に指定され

ないとしても、当該学校における学習が阻害されるわけではないし、授業料が増額されるわけではない。したがって、本件一連の行為は、原告らが主張するような民族的アイデンティティを否定するようなものではあり得ないから、憲法13条が原告ら主張の権利を保障しているか否かを論じるまでもなく、憲法13条違反には当たらない。

(13) 争点(4)イ (本件一連の行為は、憲法14条1項に違反するものとして違憲か)について

(原告らの主張)

被告が朝鮮高校生を就学支援金制度から排除した本件一連の行為は、「朝鮮高校の生徒」という社会的身分に基づく不平等取扱いであって憲法14条1項前段に違反する上に、同項後段が禁ずる差別にも当たる。

ア 憲法14条1項後段違反について

(ア) 憲法14条1項後段に定める「差別」該当性の判断基準

憲法14条1項が、その前段において法の下の平等を宣言するのみならず、後段において差別の禁止を定める趣旨は、国家が特定の類型に対する差別感情に基づき、国家行為を行った場合には、当該類型に属する者を、他者と同等の価値あるものとして扱わないという明確なメッセージを国民に発することになり、差別を助長する効果を生じ、社会内での差別を再生産する効果を及ぼすから、これを禁止するという点にある。国家による差別がもたらす上記の効果に照らせば、国家の活動が差別感情に基づく場合や、特定の類型に対する差別感情に基づく行為を援助・助長する効果をもたらす場合には、憲法14条1項後段が禁止する「差別」に該当すると解するべきである。

(イ) 本件一連の行為が朝鮮高校生に対する差別感情に基づくこと

これを本件について見ると、被告は、一部世論による度重なる働きかけの後、延坪島事件を端緒として、北朝鮮に対する制裁という政治外交上の

理由に基づき朝鮮高校に対する審査を停止し、審査開始後においても、一部世論の要請にこたえて、政治外交上の理由に基づいて審査を遅延させ、更にその後、拉致問題などの政治外交上の理由により、本件不指定処分及び本件省令への削除をしたものである。しかし、朝鮮高校生が北朝鮮における参政権を有しないことや、本件不指定処分後も北朝鮮との間の政治外交上の問題は進展していないことからすれば、朝鮮高校生に対して就学支援金を支給しないことは、北朝鮮との間の政治外交上の問題にとって、何らの関連性も有効性も存しない措置である。以上の点を踏まえると、被告が政治外交上の理由を持ち出した上で、本件一連の行為を行ったのは、日本政府自身が朝鮮人及び朝鮮学校に対して有する差別感情に基づくものとしか考えられない。

(ウ) 本件一連の行為が、朝鮮高校生に対する差別感情を助長し、朝鮮高校生の社会内での差別状態を永続させる効果を有していること

被告は、戦前における朝鮮蔑視を理由とした朝鮮人に対する不利益取扱いに始まり、戦後においても、北朝鮮との政治外交上の問題を理由として、在日朝鮮人や朝鮮学校に対して、繰り返し不利益な取扱いを行ってきた。こうした取扱いが繰り返される中で、日本国内においては、いったん北朝鮮とかかわりがあるとされると、その根拠や必要性、損害が冷静かつ公正に検証されることなく、在日朝鮮人に対する権利の制約が許容されるという社会状況が存在している。

このような社会状況の中で被告が本件一連の行為をしたことにより、地方公共団体において、朝鮮学校の生徒・児童に対して防犯グッズの提供が中止されたり、朝鮮学校に対して私学振興補助金が支給されなくなったりする等の影響が生じており、朝鮮高校生に対する差別感情を助長し、朝鮮高校生の社会内での差別状態を永続させる効果が生じている。

(エ) 小括

以上によれば、本件一連の行為は憲法14条1項後段が禁止する差別に当たる。

イ 憲法14条1項前段違反について

(ア) 憲法14条1項前段に係る違憲審査基準等

ある別異取扱いが行われたときに、そのような区別をすることの目的に合理的根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と当該目的との間に合理的関連性が認められない場合、その別異取扱いは、不合理な差別として、憲法14条1項に違反することになる。そして、憲法14条1項は「社会的身分」により差別されない旨を定めているところ、本件一連の行為はいずれも朝鮮高校の生徒であるという社会的身分に基づく区別である上、本件一連の行為によって侵害されたのは、原告らの教育を受ける権利及び人格権という重要な権利であるから、違憲審査に当たっては、以上のとおり、憲法14条1項の列挙事由に基づき重大な利益を侵害されていることを踏まえる必要がある。

(イ) 本件一連の行為が合理的根拠を欠き、又は区別と目的との間に合理的関連性が認められないこと

以上を踏まえて、本件一連の行為を見ると、本件一連の行為は、前記ア(イ)のとおり、政治外交上の理由に基づくものであり、朝鮮高校生に対する差別感情に基づくものであるから、その目的が合理性を有しないことは明らかである。

また、被告が主張する理由を前提としても、①延坪島事件の発生により審査の公正性が害される状況ではなく、その後の審査も、第6回審査会の段階で、被告の主張するような報道等による指摘に関する確認は終了していたこと、②仮に本件省令ハに問題があったとしても、改正等の代替手段を一切検討することなく申請根拠規定を丸ごと削除したことは、原告らの教育を受ける権利や人格権を侵害するものとして明らかに過剰な措置で

あること、③抽象的な「懸念」のみを根拠に、事後的措置で対応することもせずに本件不指定処分を行ったことは、就学支援金不支給という重大な権利侵害を正当化する根拠たり得ないことからすれば、その目的に合理的根拠は認められず、又はその目的と別異取扱いとの間に合理的関連性を認めることはできない。

(ウ) 小括

以上によれば、本件一連の行為は、いずれも憲法14条1項前段に違反する。

(被告の主張)

本件一連の行為はそもそも政治外交上の理由に基づく措置ではなく、ましてや原告らが主張するような在日朝鮮人に対する嫌悪感情・差別感情によってされたものでもないから、いずれも憲法14条1項には違反しない。

なお、原告らは、地方自治体における施策等を指摘した上で、被告の本件一連の行為は、朝鮮高校生に対する差別感情に基づく行為を援助・助長し、朝鮮高校生に対する社会内の差別状態を永続させる効果を有すると主張するが、地方自治体は、自らの判断で施策等を行ったものであるから、原告らの上記主張は失当である。

(14) 争点(4)ウ（本件一連の行為が、原告らの教育を受ける権利〔学習権〕ないし民族教育を受ける権利を侵害し、あるいは差別的に取り扱うものとして、憲法26条、国際条約、憲法98条2項に違反し、違憲違法か）について

(原告らの主張)

教育を受ける権利（学習権）ないし民族教育を受ける権利は、憲法26条のほか、子どもの権利条約28条、社会権規約13条においても保障されており、その中でも、マイノリティ教育を受ける権利については、子どもの権利条約30条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）27条において特に定められている。そして、教育を受ける権利の保護に関し、

社会権規約2条、自由権規約26条、人種差別撤廃条約2条1項、5条(e)(v)においては、人種などによる差別的取扱いを禁止しており、社会権規約13条3項、4項、子どもの権利条約28条は、私学助成における差別を禁止している。

しかるに、本件一連の行為は、以下に述べるとおり、上記国際条約において認められた原告らの教育を受ける権利（学習権）を侵害するものであるほか、上記国際条約に違反し、朝鮮高校生である原告らに対する差別的取扱いをするものであって、憲法26条や上記各条約に違反するほか、条約遵守義務を定めた憲法98条2項に違反する。

ア 社会権規約2条、13条違反（憲法98条2項違反）について

(ア) 締約国が社会権規約の規定を具体化するものとして立法を行い、当該立法の目的を実質的に達成した場合には、正当な理由もなく、また正当な手続を経ることなく、権利の実現状況を後退させることは許されず、権利の実現を後退させる措置を探ることは、社会権規約2条1項に違反し、かつ、同規約の個別規定にも違反する。しかるに、支給法は、社会権規約13条の教育への権利を具体化したものであるにもかかわらず、被告は朝鮮高校のみを支給法の適用から除外し、本件省令ハを削除したのであるから、実現された権利状況を後退させるものとして、社会権規約2条1項及び同規約13条に違反する。

(イ) また、社会権規約2条2項は、締約国が同規約に規定される権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。しかるに、前記(3)（原告らの主張）のとおり、朝鮮高校生は、同じ中等教育を受けているにもかかわらず、本件一連の行為により、日本学校の生徒や他の外国人学校の生徒と異なる取扱いを受けている。そして、かかる別異取扱いの目的に正当性はなく、また、目的と手段の間に合理的関連性もない。したがって、本件一連の行為は、

社会権規約 2 条 2 項及び同規約 13 条に違反する。

(ウ) 社会権規約委員会は、「締約国の公立学校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度から朝鮮学校が排除されており、そのことが差別を構成していることに懸念」を表明し、「差別の禁止は教育の全ての側面に完全かつ直ちに適用され、全ての国際的に禁止される差別事由を禁止の事由に包含することを想起し、締約国に対して、高等学校等就学支援金制度は朝鮮高級学校に通学する生徒にも適用されるように要求」している。そして、当該懸念及び勧告は、社会権規約 16 条及び 17 条に規定された国家報告審査制度によるものであり、日本はこれを留保なく批准しているのであるから、これを無視して改善に向けた措置を執らないことは、社会権規約、憲法 98 条 2 項、憲法前文に違反する。

イ 人種差別撤廃条約 2 条 1 項、5 条違反について

(ア) 人種差別撤廃条約 2 条 1 項は、締約国自身による個人又は集団に対する人種差別行為の禁止を求め、同条約 5 条(e)(v)は、経済的、社会的及び文化的権利、特に教育及び訓練についての権利について、あらゆる形態の人種差別を禁止し、及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、全ての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する旨を特に規定している。

これを本件について見ると、被告は、在日朝鮮人子女であるという朝鮮高校生の民族的出身を理由として、中等教育における教育の経済的負担を軽減する就学支援金を支給しなかったのであり、本件一連の行為は、原告の教育についての権利を害する目的をもってなされたものであるとともに、教育についての権利を害する効果を有するといえるから、人種差別撤廃条約 2 条が禁止する差別に当たり、同条約 5 条(e)(v)にも違反する。

なお、被告は、人種差別撤廃条約に自働執行力がないと主張するが、憲法は、日本を拘束する国際法にそのまま国内法としての効力を与える一般

的受容方式を採用しているから、人種差別撤廃条約も日本の国内法として効力を有している。そして、人種差別撤廃条約2条1項及び5条は、国内法による具体化を必要としない程度の明確性が認められるから、裁判規範性も認められる。

(イ) また、国際連合の人種差別撤廃委員会も、平成22年、朝鮮高校を支給対象校としないことについて、「教育機会の提供において差別がないこと…を締約国が確保すること」を勧告するとともに、平成26年にも、「高等学校等就学支援金制度からの朝鮮学校の除外…を含む，在日朝鮮人の子どもの教育を受ける権利を妨げる法規定及び政府の行動について懸念する」と表明し、「締約国に対し、その立場を修正し、朝鮮学校に対して高等学校等就学支援金制度による利益が適切に享受されることを認め…ることを奨励する」と勧告し、本件一連の行為が差別であることを認めている。それにもかかわらず、被告がこの勧告を無視して改善に向けた措置を探らないことは、人種差別撤廃条約、憲法98条2項、憲法前文に違反する。

ウ 憲法26条違反について

憲法26条は、教育を受ける自由を定めており、子どもの学習権を保障したものであるところ、学習権は、普通教育の絶対的必要性を基礎として認められる権利であって、人権行使の前提条件であると同時に、他の人権を強化し実質化する機能を備えており、種々の人権の中でも最も基礎的かつ重要な権利の一つとして位置付けられているものである。そして、憲法14条が国籍あるいは民族による不合理な差別を禁止していることや、教育が個人の人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を志向するものであることからすれば、在日朝鮮人である原告らに対しても、憲法26条が定める教育の自由の保障は及び、学習権の一つとして、民族教育を受ける権利も保障されている。

しかるに、前述のとおり、本件一連の行為は、いずれも原告らの学習権、民族教育を受ける権利を侵害するものであって、憲法26条に違反する。

(被告の主張)

ア 社会権規約13条2項(b)、2条2項、人種差別撤廃条約2条、5条が国内法的効力（自動執行力）を有さないこと

条約等の国際法を日本の国内法として直接適用するためには、①個人の権利義務を定め直接に我が国裁判所で執行可能な内容のものとするという条約締約国の意思が確認でき、②条約の規定において個人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完・具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であることが必要であり、上記要件を満たさない条約を国内法として適用するためには、国内法による補完・具体化という特別の立法措置が採られる必要がある。

しかるに、社会権規約13条2項(b)、2条2項は、いずれもその文理から上記②の要件を満たさない。また、同規約が、締約国に対し、同規約において認められる権利の漸進的達成を求めていていること（2条1項）、同規約13条2項(b)、2条2項は、締約国が政治的責任を負うことを宣言したにすぎないものであることからすれば、上記各条項については、いずれも上記①の要件も満たさない。そして、社会権規約13条2項(b)は、支給法制定の背景事情の一つにすぎず、支給対象校となる外国人学校が文部科学省令の定めにより限定され得る旨規定されていることからすれば、支給法は、社会権規約13条2項の効力を国内において直接発生させるために制定された法律ではないから、支給法の制定により社会権規約の国内法的効力が生じるものでもない。

さらに、人種差別撤廃条約2条、5条についても、締約国の政治的責任を定めたにすぎず、上記①の要件を満たさない。

したがって、社会権規約13条2項(b)、2条2項、人種差別撤廃条約2条、

5条はいずれも裁判規範性を有さず、本件一連の行為が上記各条項に違反するものとして違法となることはない。

イ 本件一連の行為が社会権規約2条1項、2条2項、13条2項(b)、人種差別撤廃条約2条、5条に違反しないこと

(ア) また、上記アの点を措くとしても、本件一連の行為は、上記各条項に違反しない。支給法は、外国人学校について、単に後期中等教育段階の教育を実施しているというだけで支給対象校となる旨を規定しているものではなく、支給対象校になるためには、本件省令イ又はロによる文部科学大臣の指定を受けるか、本件規程の基準に適合するとの認定を受けて本件省令ハによる文部科学大臣の指定を受ける必要がある。そして、被告は、本件規程に定める指定の基準及び手続等を離れて原告らを差別して不指定としたものではないし、民族、言語、社会的出身・社会的身分を理由として不指定としたわけでも、政治外交上の理由に基づき不指定としたものでもない。被告が本件一連の行為を行った理由は、既に述べたとおり、合理的な理由に基づくものであるから、社会権規約2条1項、2条2項、13条に違反しない。

また、本件一連の行為はいずれも原告らの民族的出身に基づいて行われたものではないから、人種差別撤廃条約2条、5条に違反するものでもない。このことは、就学支援金が、支給対象校に通う生徒に対して、国籍にかかわらず一律に支給されるものである反面、通学先が支給対象校でない生徒には、その国籍にかかわらず、支給されないものであり、生徒自身や生徒の国籍により、受給権の差別をしているわけではないことからも明らかである。

(イ) さらに、原告らは、社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会の懸念及び勧告を無視して改善に向けた措置を探らないことが、条約違反になるとともに憲法98条2項に違反するとも主張するが、これらの委員会の所見

等は、勧告ないし懸念を示すものにすぎない上、これらに対して措置を講じていないことが条約違反、憲法98条2項に違反するものではない。また、これらの委員会が示した所見等は、就学支援金制度の仕組みなどを十分に理解せずにされたものであり、被告としても社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会に対して意見を述べるなどの対応をしているところである。

ウ 憲法26条に違反しないこと

支給対象校としての指定は、いわゆる給付行政であるから、在学する学校が支給対象校に指定されないとしても、当該学校における学習が阻害されるわけではないし、授業料が増額されるわけではない。したがって、本件不指定処分は、教育を受ける権利を侵害する効果を有するものではなく、憲法26条には違反しない。

- (15) 争点(5) (本件一連の行為が、法令違反、国際条約違反又は憲法違反に当たると判断される場合、これらの行為が原告らとの関係で国家賠償法上違法となるか)について

(原告らの主張)

前記(1)ないし(14) (原告らの主張)で主張したところに照らせば、本件一連の行為は、いずれも原告らに対する違法行為に当たり、国家賠償法上違法である。

(被告の主張)

公務員による行為が国家賠償法上違法であるというためには、客観的に違法(抗告訴訟において問題とされる行政処分の効力要件についての違法)であるだけでは足りず、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該処分をしたと認め得るような事情があることが必要である。しかしながら、前記(1)ないし(14)の (被告の主張)で主張したところに照らせば、文部科学大臣等について、このような違法があるとは認められない。

- (16) 争点(6) (原告らの損害)について

(原告らの主張)

ア 慰謝料 各自 50万円

被告による違法行為により、原告らは甚大な精神的苦痛を被った。原告らが被った精神的苦痛を慰謝するには、原告ら各自について 50万円が相当である。

イ 弁護士費用 各自 5万円

原告らは、被告による違法行為により、弁護士に委任して本訴を提起せざるを得なかつたところ、本件と相当因果関係のある弁護士費用としては、原告ら各自について 5万円が相当である。

(被告の主張)

いずれも争う。

(17) 争点(7) (相互保証の有無)について

(原告らの主張)

原告らは、いずれも北朝鮮と大韓民国の二重国籍を有する者であるところ、大韓民国と日本との間には、相互の保証（国家賠償法 6条）がある。

(被告の主張)

大韓民国と日本との間に相互保証があることは認め、その余は不知。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認められる。

(1) 支給法制定に係る国会審議の経過

支給法案は、内閣提出法案として提出され、平成 22 年 3 月 5 日から同月 12 日までの間、衆議院文部科学委員会で審議され、同月 19 日から同月 30 日までの間、参議院文教科学委員会で審議された後、可決・成立し、同月 31 日に公布された。